

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百六十四號

食糧管理法施行令第十一條ノ三同施行規則第二十三條ノ四及五の規定並びに昭和七年十月鳥取縣令第四十三號動力糶摺業者取締規則の規定によつて鳥取縣糶摺統制要綱を次のやうに定める。

昭和二十一年十一月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣糶摺統制要綱

第一 食糧管理法施行令第十一條ノ三及び同施行規則第二十三條ノ四第二十三條ノ五の規定に依り糶摺の統制を本要綱によつて行ひ、各農家の米穀實收高を明確ならしめ食糧管理の円滑を期するものとする。
第二 市町村農業會（市町村農業會なき場合は市町村以下

昭和二十一年十一月十二日
第千七百六十一號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格B4列

同じ）は第一の目的を達成する爲、其の区域内に於て糶摺をなすもの事業區域の指定及び糶摺の時期、産量等に付て必要な統制をなすこと。

第三 米穀生産者又は土地に付權利を有する者は、其の居住する市町村農業會長の發行する糶摺證票に依るものでなければ糶摺を委託することは出来ない。
前項の糶摺證票は様式第一號に依ること。

第四 市町村農業會長は様式第二號に依る糶摺證票發行臺帳を備へ發行の都度所定の事項を記入すること。

第五 糶摺を爲すものは糶摺の都度糶摺證票に所定の事項を記入し且様式第三號に依る加工臺帳を備付け糶摺の状況を明かにすること。
前項の糶摺證票及び臺帳は三ヶ年間之を保存すること。

第六 糶摺を爲すもの糶摺を爲したるときは米麥検査令施行規則第十五條の規定に依り定められた検査票の裏面

に糶摺年月日及び其の氏名を記入し且認印を押捺すること。

第七 糶摺を爲すものは加工賃の代りに一切の穀物又は其の加工品を受取ることは出来ない。

第八 糶摺を爲すものは、毎月の實施成績を取纏め食糧検査吏員の確認を受けて様式第四號に依り其の翌月五日迄に市町村長に報告すること。

前項に依り報告を受けた市町村長は管内のものを取纏め様式第五號に依る集計表を添付し其の月の十日迄に食糧検査所長を経て知事に報告すること。

第九 糶摺を爲すものは左の行爲は出来ない。

- 一、含有水分十六%以上の糶の糶摺
- 二、米質を損傷するが如き器具、機械の使用
- 三、玄米粒數中〇、五%以上の糶、不熟米又は粉碎米を含む調製

第十 知事は糶摺統制上必要と認めるときは糶摺を爲すものに對し報告を命じ又は官吏若は吏員をして其の營業所、倉庫、其の他の場所に臨檢し若は帳簿其の他の物件

を檢査せしめることがある。

第十一 知事は糶摺を爲すもの本要綱に違反する行爲があると認めるときは其の事業に制限を加へ又は停止を命ずることがある。

附則

本要綱は公布の日より之を施行する。

第八に定める報告は昭和二十一年産米に限り十月三十日迄に糶摺したものは之を取纏め十一月分と共に報告すること

(様式第一號)

糶摺 證 票

一、糶摺委託者氏名	
二、糶摺をせんとする糶種別糶數量	粳 糶
三、右より生産豫定糶石斗升合	石 斗 升 合
四、用途	
五、指定受託者氏名	國
六、糶摺年月日	年 月 日
七、玄米生産數量	粳 糶
八、屑米生産數量	

發行 年 月 日 何々市町村農業會長 國

注意

- 一、本證票は糶摺委託者の請求に依り糶摺の都度發行すること。
- 二、番號及糶摺受託者氏名は發行者に於て記入のこと。
- 三、糶摺完了後は受託者に於て糶摺年月日玄米及屑米生産數量を記入し且受託者氏名欄に認印を押捺すること。
- 四、用途欄には自用販賣用等の別を記入のこと。

(様式第二號)

糶摺 證 票 發 行 臺 帳

認票發行 行被交付者指定したる糶摺せんとする糶の數量	糶	糶	計
番號年月日氏名	糶	糶	計

(様式第三號)

糶摺委託者委託を受けた年月日の住所氏名	糶の數量	同上より生産したる
	玄米數量	屑米數量
	計	計
	石斗升	石斗升

記載上の注意

- 一、數量單位重量の場合は貫、容量の場合は升とし貫又は升未満の數量は四捨五入法に依り貫位又は升位に止むること。
- 二、月計を附すること。
- 三、年産別に口座を別にすること。

(様式第四號)

昭和 年 月 日

糶摺を爲したる者之住所氏名 郡 市 町 村 氏 名 印

鳥取縣知事宛(市町村長經由)

昭和 年産糶摺數量報告(月分)

昭和 年産糶摺報告數量左通此段及報告候也

糶摺委託者氏名	糶の數量	同上より生産したる
	玄米 屑米	計
	石斗升	石斗升

一、糶摺を爲したる者の消費したる燃料油其の他(石油升

◇鳥取縣告示第四百六十八號

産婆名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年十一月十二日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻二二二番屋敷

現住地及開業地 鳥取市南行徳一八七番地井上とみ方

昭和二十一年十月三十日第一、〇四三號

小 倉 八重子

大正六年三月三十一日生

本籍地 東伯郡上北條村大字大塚一三一番地ノ一

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇四四號

川 本 美代子

大正十三年六月九日生

本籍地 東伯郡旭村大字今泉二三三番地

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇四五號

山 田 喜美枝

大正九年三月三十日生

本籍地 西伯郡渡村大字森岡九八二番地

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇四六號

渡 邊 竹子

大正五年八月二十五日生

本籍地 西伯郡渡村大字渡二二四〇番地

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇四七號

渡 邊 万亀子

大正十三年六月十一日生

本籍地 京都府能野郡久美濱町三、〇九九番地

住所及開業地 東伯郡泊村大字 六七五番地

昭和二十一年十月三十日第一、〇四八號

小 西 の

明治四十四年二月十日生

本籍地 滋賀縣坂田郡醒夕井村一色三五〇番地

寄留地及開業地 西伯郡五石村陶市二二三番地

昭和二十一年十月三十日第一、〇四九號

山 形 みさゑ

大正十一年八月二十五日生

本籍地 西伯郡嚴村大字浦津二七九番地

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇五〇號

中 森 よりゑ

大正二年十一月八日生

本籍地 氣高郡末恒村大字三津三六〇番地

住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇五一號

中 谷 百合子

大正九年四月六日生

本籍地 東伯郡由良町大字大谷一、三三二番地

住所及開業地 同 浦安町大字逢東六五二番地福井方

昭和二十一年十月三十日第一、〇五二號

中 原 幸子

大正十五年五月二十四日生

本籍地 東伯郡八橋町大字八橋一五〇七番地

住所及開業地 右に同じ

昭和二十一年十月三十日第一、〇五三號

内 海 千代之

明治三十三年一月二十六日生

本籍地 大阪市旭區今市町一〇四七番地

住所及開業地 西伯郡境町蓮池町一九三番地

昭和二十一年十月三十日第一、〇五四號

小 島 ン

明治三十九年九月十三日生